

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第71準備書面関係)

2020年(令和2年)2月26日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
520	口頭弁論要旨 写し	2020年2月26日	原告吉田 邦子	避難困難性について
521	南丹原子力防災パ ンフレット 写し	平成24年3月	京都府南 丹市総務 部総務課	パンフレットの内容

以上